

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	地方局地域福祉課	検索番号	1 - 3
法令名	児童福祉法	根拠条項	第35条第4項		
許認可等	国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の設置の認可(障害児入所施設、児童発達支援センター)				
<p>(根拠規定)</p> <p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) 〔児童福祉施設の設置等〕</p> <p>第三十五条 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日号外厚生省令第11号) 〔児童福祉施設の設置の認可申請〕</p> <p>第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 名称、種類及び位置 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程) 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 四 収支予算書 五 事業開始の予定年月日</p> <p>法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約</p> <p>法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。</p>					
<p>(許認可等の基準)</p> <p>愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年10月23日条例第52号) (略)</p> <p>愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月26日規則第26号) (略)</p>					

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 10 月 23 日条例第 51 号）

（略）

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 25 号）

（略）

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 10 月 23 日条例第 49 号）

（略）

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月 19 日規則第 18 号）

（略）